

社会福祉法人 日本ワールド・ヴィジョン会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 日本ワールド・ヴィジョン会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び、評議員選任解任委員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬とは明確に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務報酬等の対価として報酬を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100,000円以内とする。
- 3 この法人の全評議員選任解任委員の報酬総額は、年間50,000円以内とする。
- 4 役員に対する報酬は、別記1「理事・監事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 評議員選任解任委員の報酬は、別記3「評議員選任解任委員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員、評議員及び評議員選任解任委員の報酬等は、必要的都度、支う

ものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2項第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は令和2年3月28日（評議員会の議決日）から施行する。

別記1 理事・監事の報酬

理事会・評議員会出席の都度 1人一律5,000円

理事会・評議員会以外の会で、理事長が定めるものの出席の都度
1人一律5,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律5,000円

別記3 評議員選任解任委員の報酬

評議員選任解任会出席の都度 1人一律5,000円